

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令案要綱

- 1 国家戦略特別区域に、北海道帯広市、河東郡音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町、上川郡新得町及び清水町、河西郡芽室町、中札内村及び更別村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町、足寄郡足寄町及び陸別町並びに十勝郡浦幌町の区域を追加する。(本則関係)
- 2 この政令は、公布の日から施行する。(附則関係)